

お知らせ

4月になりました。
新入社員や退職者の社会保険・雇用保険のお手続きは
お済みでしょうか。
手続き漏れがないかご確認をお願いいたします。

2018

4月号

vol.52

NEWS LETTER

桜の4月になりました。桜は例年風雨により多くが散ってしまうように
思われますが、今年は異例に晴天が続き、長く桜の鑑賞ができたそうです。

ただ、私個人としてはこの晴天続きのおかげで例年以上に花粉症が酷く
なり、つらい年となっております。私の知る限り、顧問先の社長様、経理
を担われているスタッフの皆様にも花粉症の方が結構おられたように記憶
しております。花粉症の皆様、あと1カ月間どうかご自愛ください。

岡村 景明

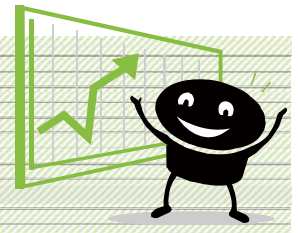
- * 人材の定着や育成に有効な取組とは
- * 消費税の軽減税率制度の実施について
- * Message From Staff
～岡村税理士事務所はこんなところ～



経営情報

人材の定着や育成に有効な取組とは

新入社員が入社して1ヶ月が経つ頃は、五月病が発生しやすくなる時期でもあります。せっかく入社した社員が早期に退職してしまうことは、企業にとって大きな痛手です。ここでは、中小企業が有効だと考える人材定着や育成のための取組をみていきます。



能力等に応じた昇給や昇進が有効

中小企業庁の「2017年版中小企業白書※」から、人材定着や育成のために中小企業が有効だと考える取組をまとめると、下表のとおりです。人材確保成功企業、人材確保不成功企業（以下、成功企業、不成功企業）ともに、有効だと考える割合が最も高い取組は、能力や適性に応じた昇給・昇進でした。

ここでの成功企業とは、直近3年間の採用活動で期待どおりの人数・能力の人材を採用できており、かつその人材が概ね3年以上定着している企業をいいます。不成功企業は、採用はできたが3年以上定着できなかった、もしくは期待どおりの採用ができなかった企業をいいます。

職場環境・人間関係への配慮に差が

一方、成功企業と不成功企業の間で、有効だと考える割合の差が最も大きかった取組が、職場環境・人間関係への配慮でした。同白書では就業者に対しても類似の調査を行っており、若い年代ほど、職場環境・人間関係への配慮が人材の定着や確保のために重要だと考える割合が高くなっています。この部分の意識の差は、若年人材の定着や育成に影響するポイントなのかもしれません。

人材の採用、定着に課題を感じている企業は、ここで紹介した取組について、自社の状況と比較してみたいはかがでしょうか。

人材の定着や育成のために中小企業が有効だと考える取組（複数回答）

取組	人材確保成功企業 (582)	人材確保不成功企業 (1,405)	成功企業と不成功企業の差
	(%)		ポイント
能力や適性に応じた昇給・昇進	33.0	37.2	-4.2
成果や業務内容に応じた人事評価	29.0	28.0	1.0
時間外労働の削減・休暇制度の利用促進	29.0	26.6	2.4
職場環境・人間関係への配慮	28.7	21.5	7.2
研修・能力開発支援	25.6	24.6	1.0
他社よりも高い賃金水準の確保	23.4	22.4	0.9
作業負担の軽減や業務上の安全確保の徹底	21.8	18.9	2.9
勤務時間の弾力化	17.2	16.2	1.0
家賃・住宅に係る補助・手当	10.3	13.4	-3.1
育児・介護に係る補助・手当	8.6	11.2	-2.7
希望に応じた配置に関する相談体制の確保	7.4	8.0	-0.6
メンター制度等の各種サポート	4.3	3.1	1.2

中小企業庁「2017年版中小企業白書」より作成

※中小企業庁「2017年版中小企業白書」

ここで紹介したデータは白書434ページ掲載のデータです。表中の（）内の数字は回答数です。白書の詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/h29/index.html>

《消費税の軽減税率制度の実施について》

消費税の「軽減税率制度」が、平成31年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されることとなりました。

軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）、標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）

1 軽減税率制度は多くの方に関係します

消費税の軽減税率制度は、事業者の方のみならず、日々の買い物等の場面で消費者の方にも関係するものです。

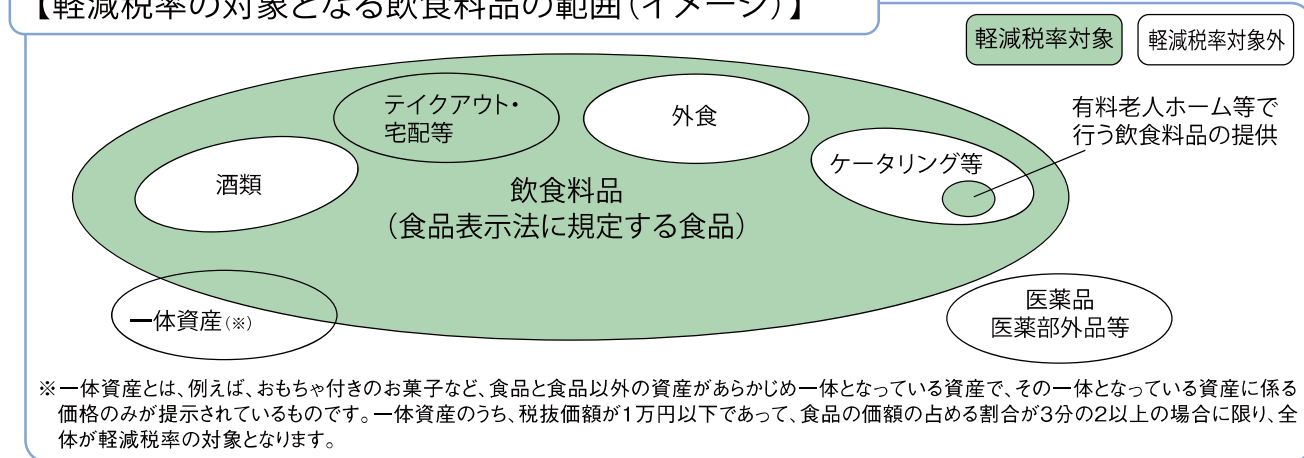
なお、事業者の方は次のような対応が必要となります。

【課税事業者の方】 ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れが両方ある場合 (例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある場合 (例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等を発行すること、 ②取引先から、請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）すること、 ③申告時に税率ごとに区分して税額計算すること、が必要となります（※仕入れのみの場合は②と③）。
【免税事業者の方】 ・軽減税率対象品目の売上げがある場合	取引先から区分経理に対応した請求書等の発行を求められることがあります。

2 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となる品目は、①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくものです。

【軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）】



3 消費税の計算の仕方など

- 軽減税率制度実施後は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。
- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。
- 税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者の方には、税額計算の特例があります。

・軽減税率制度の内容について、詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
・軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう中小の小売業者等に対するレジの導入等の支援が行われます。詳しくは、軽減税率制度対策補助金事務局ホームページ(kzt-hojo.jp)をご覧ください。

Message From Staff

～岡村税理士事務所はこんなところですよ～

入社2か月の宇高小桃と申します。毎日、緊張感たっぷりの中、業務を行っています(∧∧)
顧問先の皆様のお役に立てるよう日々努力し、学んでいきたいと思っております。
よろしくお願い致します！



□入社して驚いたことは？

→朝礼をきちんと行うところ。スタッフ1人1人が朝から発言しその日1日の業務が明確にされています。

□入社してすごいと思ったことは？

→パソコンスキル！！パパパ！！と何でもできるところ。パソコン内のデータ管理はルールがあり統一されていて、整然としています。

もちろん紙の資料も綴り方や保管の方法など「岡村式きちんと暮らす整理整頓術」といった印象です！

□岡村税理士事務所のアピールポイントを！

→お客様で起きている事に、事務所全体で対応し何か出来ることはないか？と日々考えているところです。税務だけでなく、何でも気になることにアンテナをはり、一緒に打開していきたいという気持ちで業務を行っています。

□岡村所長はどんな人？

→普段はとてもソフトなイメージですが「締めるところは締める！」といった印象です。
それからとても食事をされるのが早い！！ところに驚きました。

宇高 小桃

入社して早11年になります、直江美佳と申します。
何年経とうが常に新たな業務にチャレンジしていきたいと思えます！



□入社当初はどんな事務所だった？

→スタッフは私1人で、お客様の件数は両手で数えられる程度でした。
毎日何かすることはないと必死に業務を探していました！

□今現在はどんな事務所？

→スタッフは8人になりました！有り難いことに毎年新たなお客様との出会いがあります。
今は新たな業務に取り組むための時間を探しています！

□皆様にもオススメしたい事務所の自慢は？

→朝礼で全員が揃った日は褒め合いタイムがあります。他のスタッフの良かったところを褒めます！
ちょっと照れますが褒められるとモチベーションが上がります！

□事務所で工夫していることは？

→パソコンは全員がデュアルディスプレイです。
画面が1つか2つかでは仕事の効率が全然違います！

□岡村所長はどんな人？

→常に新しい事に目を向けて良いものはどんどん取り入れます！
でも取り入れた後は全面的にスタッフに託します！



直江 美佳

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

